

第1章	計画の策定に当たって
第2章	基本計画
第3章	さぬき市の教育施策の実現に向けて

第3章 さぬき市の教育施策の実現に向けて

1 教育委員会の活性化

(1) 責任ある教育委員会であるために

教育長及び教育委員が積極的に教育現場に出向くことによって、学校や教育施設の状況を把握し、教育に関する包括的な責任を有する独立した執行機関として、その機能を果たします。

① 学校訪問の充実

計画訪問日だけでなく、学校行事など機会を捉えて、積極的に教育長及び教育委員が学校現場を訪れ、状況の把握に努めます。

② 社会教育施設や文化施設での教育委員会の開催

教育施設の実態や問題点を詳しく把握するために、市内の各種教育施設を利用して教育委員会を開催します。

③ 市長と教育委員会の情報・意見交換

多岐にわたる教育行政を推進するためには、市全体としての取組が必要です。また、教育委員会だけでは十分に対応できない分野については、市長事務部局との連携がますます重要となっています。このことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき設置される総合教育会議をはじめ市長と教育長及び教育委員との教育の現状と課題についての意見交換の場を持ちます。

(2) 前に進む教育委員会であるために

教育行政に突き付けられる諸課題は、刻々と変化する社会に伴い多様化・複雑化しています。教育長及び教育委員は、これらに対し共通認識を持ち、的確に処理・解決するために必要な資質の向上を図るため、香川県市町教育委員会連絡協議会や関係機関が主催する研修会等に参加するほか、自らの研鑽に努めます。

2 教育行政の透明性確保と情報発信

教育委員会の活動内容については、必ずしも広く市民に周知されているとはいえないのが現状です。これからも、開かれた教育行政を目指し、取組の内容や結果について積極的に情報発信し、市民の意見や要望に耳を傾けながら、透明性を高める活動を行っていきます。

3 市長との連携と教育予算の充実

国、地方自治体の財政状況は依然として厳しく、本市の財政も同様に厳しい状況にあることから、更なる行財政改革が望まれています。このような中、この計画が掲げる教育施策を実現させるために、1-(1)③にある市長との連携を深め、市の他の施策にも配慮しながら、総合教育会議において協議及び調整を行うとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に対して必要な予算の確保について意見を申し出るものとします。

4 計画の進捗管理

教育委員会では、平成20年度から毎年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、学識経験者の所見を付した報告書を作成し、市議会に報告するとともに、公表しています。

さぬき市教育振興基本計画についても、この報告書により進捗状況の把握と、点検・評価を行い、必要に応じて教育施策の改善や見直しを行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5～7 （略）

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

